

令和8年度 新宿区出産・子育て支援員 募集案内

1 職種、採用予定数等

職種	職名	採用予定数
医療技術系	出産・子育て支援員（2）	2名
医療技術系	出産・子育て支援員（4）	1名

2 身分

地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく会計年度任用職員（一般職）

3 職務内容

- (1) 妊婦の面接に関すること
- (2) 面接後の継続支援に関すること
- (3) その他、健康づくり課、保健センターの業務に関すること

4 勤務場所

【出産・子育て支援員（2）】

四谷保健センター（新宿区四谷三栄町10-16）または落合保健センター（新宿区下落合4-6-7）

【出産・子育て支援員（4）】

健康づくり課（新宿区新宿5-18-14）

5 任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※ 期間を定めた任用であり、令和9年4月1日以降の任用を保障するものではありません。

6 受験資格

- ・助産師、保健師の資格を有する者、母子保健の経験がある看護師資格を有する者
- ・基本的なワード及びエクセルのパソコン作業ができる方

※ただし、地方公務員法第16条等に定める採用に関する欠格事由に該当する方は応募できません。

①拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

②新宿区職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

③人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

④日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

⑤民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者

7 選考方法、日時及び場所

(1) 第一次選考

選考方法	書類選考 小論文（テーマ：「自治体の保健センター等では、看護職が妊婦と面接を行い、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、必要に応じて面接後の支援も行っています。このような面接を通じた妊産婦の支援をするにあたり、看護職として大切なことは何だと考えますか。」文字数：800字程度）
結果発表	令和8年2月6日頃 ※結果は合否にかかわらず申込者全員にお知らせします。

(2) 第二次選考

日時・会場	令和8年2月13日（予定） 新宿区役所第二分庁舎分館（新宿区新宿5-18-21）2階会議室
選考方法	面接（個別面接）
結果発表	令和8年3月上旬 ※結果は合否にかかわらず受験者全員にお知らせします。

8 申込手続

所定の申込書に、申込書裏面の記入上の注意をよくお読みのうえ、必要事項を記入し、自署欄に署名をして、下記のとおり提出してください。申込書は、新宿区健康部健康づくり課で配布します。また、新宿区のホームページからもダウンロードできます。なお、申込書類は一切返却いたしません。

申込方法	郵送または持参による。 <提出書類> <ul style="list-style-type: none">・新宿区会計年度任用職員採用選考申込書（兼履歴書）【手書きのみ可】・新宿区会計年度任用職員採用選考申込書（職歴書）【手書き・パソコン入力いずれも可】※履歴書に書ききれない場合のみ・新宿区会計年度任用職員採用選考申込書（小論文・表紙及び本文）【手書き・パソコン入力いずれも可】・免許証の写し・返信用封筒 <u>※住所、氏名を記載し、切手を貼ったもの</u> <郵送の場合> <ul style="list-style-type: none">・A4がに入る大きさの封筒に申込書兼履歴書、職歴書、小論文、免許証の写し、返信用封筒を入れ、表に赤字で「新宿区出産・子育て支援員採用選考申込書」と明記し、簡易書留で郵送してください。簡易書留によらないものの事故について責任を負いません。
申込期間	令和8年1月15日（木）から令和8年1月30日（金）（必着） ◆持参は上記期間の土曜、日曜、休日を除く午前8時30分から午後5時までとします。
申込先	〒160-0022 新宿区新宿5丁目18番14号 新宿北西ビル4階 第2分庁舎分館分室 新宿区健康部健康づくり課健康づくり推進係

9 勤務条件

勤務時間	出産・子育て支援員（2）	・午前8時30分から午後5時15分までの間で1日あたり7時間30分勤務（休憩時間60分） ・月曜日から金曜日の間で週3日勤務（週22.5時間勤務）
	出産・子育て支援員（4）	・午前8時30分から午後5時15分までの間で1日あたり7時間30分勤務（休憩時間60分） ・火曜日を除く、月曜日から金曜日の間で週1日勤務（週7.5時間勤務）
	※いずれの職員も所定労働時間を超えて勤務することは原則としてありません。	
週休日	出産・子育て支援員（2）	月曜日から金曜日のうち2日
	出産・子育て支援員（4）	火曜日、並びに月曜日及び水曜日から金曜日のうちで3日
※いずれの職員も土曜日及び日曜日は週休日です。		
休日	休日：国民の祝日、年末年始 ※週休日の振替や休日の代休日を指定することがあります。	
報酬	出産・子育て支援員（2）	月額189,104円（地域手当相当分を含む。）
	出産・子育て支援員（4）	月額63,034円（地域手当相当分を含む。）
手当等	出産・子育て支援員（2）	期末・勤勉手当あり 通勤費用 実費支給（限度額あり）
	出産・子育て支援員（4）	期末・勤勉手当なし 通勤費用 実費支給（限度額あり）
※採用前に給与改正等があった場合は、その定めるところによります。 ※昇給制度はありません。		
休暇等	<有給休暇>年次有給休暇、慶弔休暇、妊娠出産休暇等があります。 <無給休暇>母子保健健診休暇、生理休暇等があります。	
加入社会保険	出産・子育て支援員（2）	健康保険、厚生年金保険、雇用保険を適用します。
	出産・子育て支援員（4）	健康保険、厚生年金保険、雇用保険の適用はありません。
公務災害補償	地方公務員災害補償法、特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例、労働者災害補償保険法等の定めにより公務災害の補償をします。	
服務	地方公務員法の服務規程が適用されます。 地方公務員法の懲戒処分・分限処分の対象となります。	
再度の任用	再度の任用の可能性 あり ※任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置され、かつ能力実証の結果が良好等である場合は、年度末年齢70歳（技能系の職は67歳）を上限年齢として、公募によらず再度任用される可能性があります。 (上限年齢を超えた場合、公募によらない特例選考の対象外となります。)	

※廃職を生じた場合又は事務事業の都合により必要がなくなった場合等は、再度の任用は行いません。

10 個人情報の取扱いについて

本採用選考の実施にあたり、申込書等により収集した個人情報については、本採用選考業務にのみ使用します。

【問い合わせ先】

新宿区健康部健康づくり課健康づくり推進係

所在地：〒160-0022 新宿区新宿5丁目18番14号 新宿北西ビル4階 第2分庁舎分館分室

電話番号：03（5273）3047（直通）（土日祝日を除く午前8時30分から午後5時まで）